

特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金が給付されます。

給付対象者1人につき10万円を給付します。申請者は、給付対象者の属する世帯の世帯主となります。

※給付対象者は、基準日(令和2年4月27日時点)において、町の住民基本台帳に記録されている方です。基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難している方は、申し出により確認書類を添付の上申請していただいた場合は、居住地で給付します。

特別定額給付金の申請方法について

感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、次の①または②を原則とし、給付は申請者(世帯主)の本人名義の金融機関口座へ振り込みます。

①郵送申請方式

住民基本台帳に基づき、各世帯に対して申請書を郵送します。

本町から郵送した申請書に、記入例を参考に必要事項を記入、押印して本人確認書類(運転免許証、健康保険証等の公的身分証明書のコピー)と振込先口座の確認書類(通帳等のコピー)の写しを申請書とともに返信用封筒に同封し、本町に郵送してください。

※金融機関の口座をお持ちでなく、やむを得ない場合に限り、後日の現金給付を行います。その場合は、郵送申請およびオンライン申請方式より給付が遅くなることがありますので、あらかじめご承知おきください。

②オンライン申請方式(マイナンバーカードを所有している世帯主が利用可能)

国が運営するオンラインサービス(マイナポータル)から振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類不要)により手続きを行ってください。

Q&A

Q. オンライン申請を行うには、どうしたらよいですか?

A. 申請に必要なものを準備していただき、次の手順で申請してください。

必要なもの	①申請者(世帯主)のマイナンバーカード ②マイナンバーカード読み取り対応のスマホ(またはPC+ICカードリーダー) ③「マイナポータルAP」の検索、インストール ④マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号(英数字6~16桁) ⑤振込先口座の確認書類	 iPhone	 Android
手順	①マイナポータルにアクセス※1 ②「特別定額給付金」を選択 ③必要事項を入力し、振込先口座の確認書類(画像)をアップロードする ④暗証番号を入力する ⑤マイナンバーカードをあてて読み取る		マイナポータル

※1 マイナポータル操作方法問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

特別定額給付金に関して振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意してください

町から問合せを行うことがあります、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること、支給のための手数料などの振り込みを求める事、ならびにメールを送り、URLをクリックして申請を求める事は、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに役場民生課の窓口または最寄りの警察にご連絡ください。

問合せ先 役場 民生課 特別定額給付金担当 ☎(442) 8161(直通)